

第11回 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会 資料

農林水産省農村振興局

- 目 次 -

1. 集落機能強化加算の創設の経緯	
(1) 地域営農体制緊急支援試行加算の創設	・ ・ ・ 1
(2) 第4期対策の最終評価	・ ・ ・ 3
(3) 集落機能強化加算の創設	・ ・ ・ 5
2. 集落機能強化加算の取組の状況	
(1) 令和5年度の実施状況	・ ・ ・ 8
(2) 活動の内容	・ ・ ・ 9
(3) 加算措置を活用した取組事例	・ ・ ・ 10
3. 集落機能強化加算の課題	
(1) 集落戦略との関連付け	・ ・ ・ 12
(2) 集落協定における集落機能強化加算の目標の設定状況	・ ・ ・ 14
(3) 地域運営組織との連携状況	・ ・ ・ 15
4. 課題の要因	
(1) 運用上の問題点①（集落戦略との関連付け）	・ ・ ・ 16
(2) 運用上の問題点②（集落協定書の様式、パンフレット）	・ ・ ・ 18
(3) 運用上の問題点③（活動費の財源確保）	・ ・ ・ 19
5. 集落機能強化加算の評価	・ ・ ・ 20
6. 今後の対応方針	
(1) 第6期対策の方向	・ ・ ・ 21
(2) 集落機能の維持・強化と農村RMOの育成	・ ・ ・ 24
(3) 第5期対策で集落機能強化加算に取り組んできた集落協定の対応	・ ・ ・ 26

1. 集落機能強化加算の創設の経緯

(1) 地域営農体制緊急支援試行加算の創設（第4期対策（令和元年度））

○ 第4期対策の最終年度である令和元年度に、主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援するため、地域営農体制緊急支援試行加算のうち集落機能強化型を創設。

○ 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用
（平成12年4月1日付け12構改B第74号農振水産省構造改善局長通知）（平成31年3月29日付け改正時点）

第8 交付額

4 地域営農体制緊急支援試行加算

(2) 実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の「集落機能を強化する取組」は、地域の実態に応じて、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築等を例として行う、協定に定めた取組とする。

○ 平成31年度予算概算決定PR資料（抜粋）

【加算措置】

<集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算>

項目		10a当たり単価
集落連携・機能維持加算	①広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	地目にかかわらず 3,000円
	②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援	田：4,500円 畑：1,800円
超急傾斜農地保全管理加算	超急傾斜農地（田：1/10～、畑：20度～）の保全や有効活用を支援	田・畑：6,000円

<地域営農体制緊急支援試行加算>

※試行加算はモデル地区において国費定額で実施

項目		10a当たり単価
人材活用体制整備型	新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援	地目にかかわらず 3,000円
集落機能強化型	主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援	地目にかかわらず 3,000円
スマート農業推進型	省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援	地目にかかわらず 6,000円

○中間年評価等において提示された課題・方向性

・高齢化や協定参加者の減少、担い手不足を補い、将来にわたり協定農用地を維持管理していける体制づくりに向けた積極的な支援が必要。

・地域おこし協力隊や新規就農者をはじめとする外部人材の積極的な受入に向けた条件整備が必要。

・担い手が地域農業の中心的役割を継続するためには、協定が農業生産活動の継続だけではなく、生活環境、定住条件整備など地域活性化の中核を担う体制整備を図ることが必要。

・高齢化の進展により協定参加者の減少が危惧されることから、少人数でも営農や施設管理に取り組める、省力化に向けた活動を行うことが重要。

○平成31年度予算概算決定の概要

○地域営農体制緊急支援試行加算（31年度拡充）

人材活用体制整備型

協定活動に参加する新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援

地目にかかわらず3,000円/10a	200万円(1地区当たり上限額)
--------------------	------------------

集落機能強化型

主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援

地目にかかわらず3,000円/10a	200万円(1地区当たり上限額)
--------------------	------------------

スマート農業推進型

省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援

地目にかかわらず6,000円/10a	400万円(1地区当たり上限額)
--------------------	------------------

(2) 第4期対策の最終評価

第4期対策の最終評価において、

- 「課題」として、多くの協定組織が弱体化し、協定が今後も農業生産活動を継続していくに当たり、「人員・人材」、「農村協働力（集落機能）」、「営農」のいずれについても多くの課題を抱えていることを記載。
- 「今後、進めていくべき取組」として、集落戦略の策定を通じて集落等の課題を共有し、その解決に向けた具体的な取組の実施プログラムを明確にすることが重要であること、本制度の下支え機能を土台としつつ様々な施策ツールも活用しながら、戦略の実現に向けて地域で取り組んでいくことは有効な手段であることを記載。
また、本制度において農業生産活動の継続のための下支えを行うとともに、集落機能の維持・強化のために、地域運営組織を協定が設立することや、既存の地域運営組織等と連携して活動することの重要性を記載。

○ 中山間地域等直接支払制度（第4期対策）の最終評価（令和元年8月）

VI 第4期対策の最終評価（まとめ）

3 課題

- ・ 高齢化や人口減少の進展を背景として多くの協定組織が弱体化しており、「人員・人材」、「農村協働力（集落機能）」、「営農」のいずれについても、協定が今後とも農業生産活動を継続していくための課題を多く抱えている。
- ・ 集落のみの努力では克服が難しい課題も多く、集落の自発的な取組はもとより、市町村、都道府県、地方農政局等の行政の適切な関与が重要である。
- ・ また、土地改良区等の農業関係団体、公社、NPO法人など多様な組織と協定との連携を進め、他集落との調整、田園回帰の流れを受け止めた都市との交流や外部人材の呼び込みなど地域外とのコーディネート、新たな発想による農産物の高付加価値化、協定の事務支援などを進めていくことも必要である。
- ・ 「本制度」についても、協定の役員の高齢化等を背景に、協定活動に関する事務負担の軽減や遡及返還措置に対する不安の払拭が課題としてあげられており、新たな人材を含む協定参加者にとってより取り組みやすい制度のあり方を検討する必要がある。

（次ページへ続く）

4 今後、進めていくべき取組（本制度のあり方）

（１）人員・人材の確保

- ・ 協定や集落戦略の策定を通じ集落等の話し合い活動を活発化させ、将来にわたる農地等の維持管理の見通しや集落等の維持発展に関する課題を共有した上で、その解決に向けた具体的な取組の実施プログラムを明確にすることが重要である。
- ・ その際、概ね10～15年程度先の地域の将来像を集落等の関係者間の話し合いにより定めていく集落戦略は、地域での現状認識の共有と課題解決に向けた具体的なプログラムの策定・実践の面で一定の評価をしている道府県もあり、本制度の下支え機能を土台としつつ様々な施策ツールも活用しながら、話し合いに基づき定めた戦略の実現に向けて地域で取り組んでいくことは有効な手段である。
- ・ 協定参加者やリーダーの世代交代、地域おこし協力隊や移住者など外部人材の受入れに当たっては、集落等の課題や協定活動に関する調整・運営手法等の継承、「交流人口」「関係人口」の増加に向けた段階的な取組を進めつつ、担ってもらう役割（活躍の場）を明確にするとともに、これらの者が営農をはじめとする協定活動に専念し地域に定着できるようサポートしていくことが重要である。

（２）農村協働力の強化

- ・ 協定の積極的な取組を促すためには、行政の働きかけ・支援が重要であり、地域の実情や地区ごとの課題に応じて市町村を始めとした行政組織が積極的に関与するとともに、市町村の農林部門だけではなく、地域の活性化を担う市町村の企画部門や集落等の課題に対応する支援策を担当する部署、都道府県の出先機関、土地改良区、JA、農業委員会、農地中間管理機構など関係団体（都道府県段階の組織を含む）と連携して支援を行うことが必要である。
- ・ 集落間連携による協定の広域化の取組を継続するとともに、農業生産活動に加えて、生活環境の整備、地域資源(地域の魅力)の掘り起こしや多様な人材が活躍できる場づくり、定住の推進などの集落機能の強化に向けた取組が必要であり、本制度において農業生産活動の継続のための下支えを行うとともに、集落機能の維持・強化のために、これらを行う地域運営組織を協定が設立することや、既存の地域運営組織等と連携して活動することが重要である。

(3) 集落機能強化加算の創設（第5期対策）

- 第4期対策の最終評価を受け、第5期対策において、体制整備単価（交付率10割）の対象要件として、集落戦略の作成を必須事項とするとともに、農業生産活動の体制整備に取り組む集落協定が新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行う場合に支援する集落機能強化加算を創設した。
- 集落戦略は、協定農用地を含む集落の将来像、現状、対策、農業生産活動等の継続のための支援体制について、協定参加者で話し合いを重ね、合意形成を図り、取りまとめた集落の指針。
- 集落機能強化加算は、集落戦略を作成する集落協定を対象に、外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う地域内外の組織との連携体制の構築を例として、取組期間の最終年度までに達成すべき目標を定め、集落戦略の実現に必要な取組を支援するものとして創設された。

○ 中山間地域等直接支払交付金実施要領

（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）（令和2年4月1日付け改正時点）

第6 交付金の実施

2 対象行為

(1) 集落協定

ア 集落協定は、対象農用地において、農業生産活動等を行う農業者等の間で締結されるものであつて、次の(ア)から(ク)までの事項を規定したもの（ただし、(オ)については3の(2)のアの交付単価の額の交付金の交付を受ける集落協定の場合についてのみ必須事項、(カ)については、加算措置の適用を受ける場合についてのみ必須事項）とする。

(ア) 協定の対象となる

(イ) 構成員の役割分担

(ウ) 農業生産活動等として取り組むべき事項

(エ) 集落マスタープラン

(オ) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（集落戦略の作成を含む）

(カ) 加算措置適用のために取り組むべき事項

(キ) 交付金の使用方法

(ク) 第5の規定により、当該市町村の促進計画において、法第6条第2項第5号の促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項として定められた内容により規定すべき事項

イ 集落協定は地域の実情に即した適切な範囲で締結する。

3 交付額

(2) (略)

イ 加算措置

(エ) 集落機能強化加算（集落協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算されるものをいう。）の10a当たりの交付単価（表省略）

○ 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用

(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知) (令和2年4月1日付け改正時点)

第7 対象行為

1 集落協定

(3) (略)

オ 実施要領第6の2の(1)のアの(オ)の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」については、同(エ)の「集落マスタープラン」の内容と整合性があり、協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、同(オ)の「集落戦略」を作成することをいう。

集落戦略は、6から10年後の協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、協定参加者で話し合いを重ね、将来的に維持すべき農用地を明確化し、その農用地をどのような手法で守っていくかについて合意形成を図り、それら農用地の維持に向けた担い手の確保等の取組を推進するためのものである。

集落戦略の作成に当たっては、農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合いを行い、以下の(ア)から(カ)までの項目について合意形成を図るものとし、作成した集落戦略は、協定農用地が存する市町村長に提出するものとする。なお、上記の地図においては、以下に例示される事項を記載するとともに、活動を実践するものとする。

- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
- ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
- ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④ その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

また、人・農地プランの実質化を進めている場合は、その内容と整合を図る（既に実質化されている場合も同様）とともに、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）が行う農地等の利用の最適化の推進のための活動との連携に努めるものとする。

なお、市町村は、集落協定における集落戦略の作成において、話し合いの促進、具体的な対策等に関する助言、外部の有識者の助言を得る等、必要な指導・支援を積極的に行うものとする。

- (ア) 協定農用地の将来像
- (イ) 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- (ウ) 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- (エ) 具体的な対策に向けた検討
- (オ) 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- (カ) 農業生産活動等の継続のための支援体制

第8 交付額

5 集落機能強化加算

(1) 実施要領第6の3の(2)のイの(エ)の「新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組」は、地域の実態に応じて、外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。

(2) 集落機能強化加算は取組期間に応じて最長令和6年度までの交付とする。

○ 令和2年度予算概算決定PR資料（抜粋）

【加算措置】

＜超急傾斜農地安全管理加算＞（拡充） ※上限額なし	
項 目	10a当たり単価
超急傾斜農地（田：1/10～、畑：20度～）の保全や有効活用を支援	田・畑： 6,000円
指定棚田地域 振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の保全対象 となっている棚田等（田1/20以上、畑15°以上）を支援	田・畑： 10,000円
＜集落協定広域化加算＞（拡充） ※上限額：200万円／年	
項 目	10a当たり単価
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	地目にかかわらず：3,000円
＜集落機能強化加算＞（創設） ※上限額：200万円／年	
項 目	10a当たり単価
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	地目にかかわらず：3,000円
＜生産性・付加価値向上加算＞（創設） ※上限額：400万円／年	
項 目	10a当たり単価
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	地目にかかわらず：6,000円

2. 集落機能強化加算の取組の状況

(1) 令和5年度の実施状況

- 令和5年度に集落機能強化加算に取り組んだ集落協定は555。全集落協定のうち集落機能強化加算に取り組む協定数の割合は2.3%。
- 協定規模別の実施率をみると、5ha未満で0.6%、5ha以上10ha未満で1.7%と特に低い。一方、規模が大きくなるに従い実施率は高くなり50ha以上になると約1割の協定で取り組んでいる状況。

○ 協定農用地面積規模別の集落機能強化加算実施協定数

協定面積 の規模	全協定①		集落機能強化加算 実施協定②		②／①
5ha未満	7,881	33%	44	8%	0.6%
5ha以上 10ha未満	6,270	26%	108	19%	1.7%
10ha以上 15ha未満	3,301	14%	88	16%	2.7%
15ha以上 20ha未満	1,930	8%	56	10%	2.9%
20ha以上 30ha未満	2,007	8%	78	14%	3.9%
30ha以上 50ha未満	1,385	6%	90	16%	6.5%
50ha以上 100ha未満	706	3%	68	12%	9.6%
100ha以上	333	1%	23	4%	6.9%
合計	23,813	100%	555	100%	2.3%

資料：令和5年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況等の
調査結果を集計

【参考】都府県の状況

協定面積 の規模	全協定①		集落機能強化加算 実施協定②		②／①
5ha未満	7,874	34%	44	8%	0.6%
5ha以上 10ha未満	6,255	27%	108	20%	1.7%
10ha以上 15ha未満	3,289	14%	88	16%	2.7%
15ha以上 20ha未満	1,920	8%	55	10%	2.9%
20ha以上 30ha未満	1,989	8%	75	14%	3.8%
30ha以上 50ha未満	1,347	6%	87	16%	6.5%
50ha以上 100ha未満	642	3%	66	12%	10.3%
100ha以上	171	1%	19	4%	11.1%
合計	23,487	100%	542	100%	2.3%

(2) 活動の内容

- 令和5年度に集落機能強化加算に取り組んだ555集落協定のうち、「新たな人材の確保に関する取組」を行った集落協定が約3割、「集落機能を強化する取組」を行った集落協定が約8割。
- 「新たな人材の確保に関する取組」では、「(援農)ボランティアの確保」のほか、「農福連携」、「インターンの受け入れ」といった営農活動の継続につながる取組を実施。
- 「集落機能を強化する取組」では、約3割が「見回り・見守り」と「高齢者宅や生活道等の除雪・雪下ろし」に取り組んでおり、このほか「高齢者宅や生活道等の草刈り」、「買い物支援・送迎」、「サロン・高齢者等(地域住民含む)の交流の場」といった、いわゆる生活支援サービスを行うこととしている集落協定が約7割に及ぶ。

○集落機能強化加算の取組内容

	協定数	割合
新たな人材の確保に関する取組※	148	27%
集落機能を強化する取組※	441	79%
合 計	555	100%

※「新たな人材の確保に関する取組」と「集落機能を強化する取組」を両方を実施している集落協定が34協定あるため、それぞれを合計しても555にならない

資料：令和5年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況等の調査結果を集計

集落機能を強化する取組を行った441協定のうち約7割(306協定)が高齢者等への生活支援サービスを実施

取 組	協定数	割合
新たな人材の確保に関する取組	148	100%
新規就農者の育成・確保	12	8%
(援農)ボランティアの確保	43	29%
研修の実施	4	3%
インターンの受け入れ	15	10%
外部人材の活用	14	9%
農福連携	16	11%
移住の促進	14	9%
その他	40	27%
集落機能を強化する取組	441	100%
地域運営組織等の設立(設立自体が目標)	6	1%
地域運営組織や地域内外組織との連携(連携自体が目標)	13	3%
イベント(集会、研修会、農業体験等含む)実施	40	9%
見回り・見守り	150	34%
高齢者宅や生活道等の除雪・雪下ろし	138	31%
高齢者宅や生活道等の草刈り	35	8%
買い物支援・送迎	63	14%
サロン・高齢者等(地域住民含む)の交流の場	92	21%
清掃、景観維持、ゴミ拾い、資源回収等の環境整備	33	7%
防災・災害対策	27	6%
伝統文化継承	12	3%
配食・給食・食堂・カフェ	14	3%
集落機能強化全般	61	14%
その他	60	14%

※ 令和5年度に集落機能強化加算に取り組んだ集落協定が設定した本加算の目標の記載内容から分類

※ 「農業関連以外の取組を実施」の取組の内訳については、目標から分類しているため、例えば目標が「地域お助け隊の結成」となっている場合は、見回り等を行っている場合も考えられるが、内訳には含めていない。

(3) 加算措置を活用した取組事例①

- 北海道広尾町の集落協定においては、町内の関係機関が一体となって人材受け入れの体制を整備。

(集落機能強化加算の目標：将来、独立して就農を目指す人が酪農ヘルパー組織や農業法人など就農するための支援として受け皿を広げる。そのため、様々な世代の就農希望者への研修や就農、定着までの一貫した支援体制を構築し、令和7年までに、研修制度に50名を受け入れる。)

- 広尾集落協定の取組（北海道広尾町）

地域が一体となった担い手対策「農活チャレンジ応援事業」で町に活力を

- 担い手不足に行政や集落協定、関係機関が協力して対策を実施する体制を構築
- 「広尾町農活チャレンジ応援事業」を創設し、就農体験・受入プログラムを作成

集落の課題

担い手対策体制の未整備

- ・高齢化、後継者不在に加え、新型コロナウイルス感染拡大が労働力不足に拍車
- ・外部からの人材受入にあたり、関係機関一体となった体制が未整備
- ・体験・研修受入の体系化されたプログラムがない

取組内容

受入体制の構築と農活チャレンジ応援事業の創設

- ・町内の関係機関が一体となって農業体験希望者等、外部人材を受け入れる体制を構築
- ・研修受入のため農活チャレンジ応援事業を創設し、段階に応じた受入プログラムを作成
- ・宿泊可能な研修施設を整備（町予算）
- ・令和6年度までに延べ50名の受入を目指す



【研修施設】

取組の成果

体験参加者延べ26名

- ・R3.8から農業体験の受入を開始し、大学生を中心に初年度目は16名が参加
- ・R4は、リピーターも含め10名が参加（10月現在）
- ・これまで関心のなかった農家も受入に協力

○事業開始後の体験参加者数

年度	人数
R3	16名
R4	10名(10月現在)



【農業体験研修】

取組地域の概要

○位置



○地域の概要

- ・北海道十勝地方の最南端に位置する、農林水産業が基幹作業の町。農業は酪農主体で乳牛1万1千頭を飼養。

○主要作物

- ・酪農、畜産、てん菜、

広尾集落協定の概要(R3現在)
面積：3,600ha(草地)
交付金額：5,600万円
(個人配分22%、共同取組活動78%)
構成員：農業者101人
(うち農業法人28法人)
協定開始：平成12年度

- 島根県安来市の集落協定においては、地域運営組織と連携し、移動販売車による買い物支援事業を実施している。地域運営組織は集落協定の事務支援を行うほか、農作業の受託や農地保全、農産物のブランド化等に取り組む。

（集落機能強化加算の目標：えーひだカンパニーと共同し、R6年度までに比田地区での移動販売車による買い物支援事業を実施する。）

○ えーひだカンパニー株式会社の取組（島根県安来市）

地域の概要

過疎、少子高齢化、担い手不足等による地域存続の危機感から、地域内の有志で結成されたプロジェクトチームで話し合いを重ね「えーひだ88ビジョン」（H28）を策定。その1つ「まるごと会社化」を受け、「えーひだカンパニー株式会社」（H29）を設立。自治機能と生産機能を合わせ持った、住民による住民のための株式会社として、生活環境、福祉、産業、観光等多岐にわたる分野で、ビジョン実現に向けた事業を展開。

① 農用地等保全

カンパニーは中山間地域等直接支払の地区内4つの統合協定の事務処理等を担う。また、水稻育苗やドローン防除、堆肥散布、草刈りの受託作業を行っている。さらには約5haの農地で水稻（2.3ha）のほか、遊休農地を活用してソバ、小麦、牧草を栽培し農地保全に取り組む。

② 地域資源活用

女性農家と地域おこし協力隊により地域の農産物を用いたドレッシングやパン、地酒等の開発や比田米ブランド化を進め、直売所のみならず安来市内の病院にアンテナショップを運営し地域資源を活用した農産物の高付加価値化に積極的に取り組んでいる。

③ 生活支援

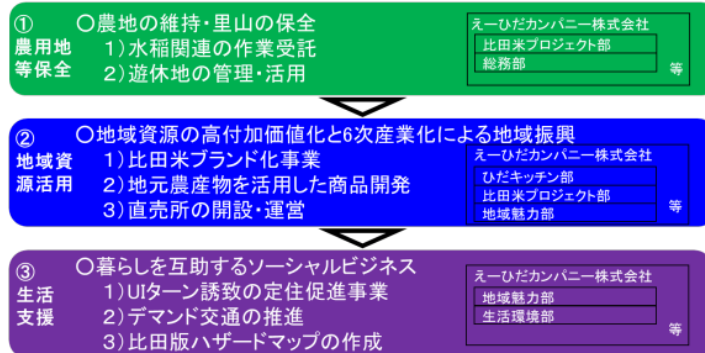
定住相談用パンフレットを作成し相談会にて移住者の誘致活動と定住支援を実施。2017年から3年間で6組16名が移住。ほか、高齢者の居場所づくり、小学校との連携、デマンド型地域内有償運送の実施、比田版ハザードマップの作成や、今後は買い物支援として移動販売事業にも取り組む。



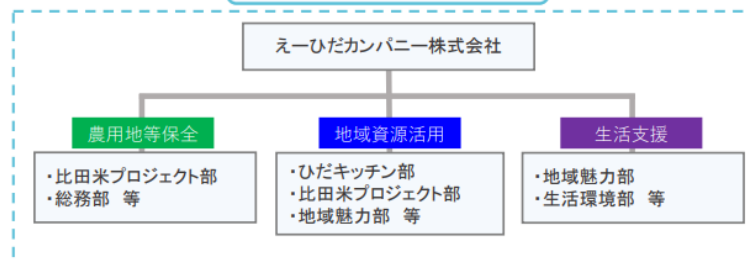
【令和4年度実績】

- 中山間地域等直接支払交付金
協定面積：59.7ha（梶福留）、38.7ha（比田中央）、44.9ha（西比田上）、70.5ha（東比田）
協定開始：平成12年度

活動内容と発展過程



組織体制



【農用地保全】



【地域資源活用】



【生活支援】

3. 集落機能強化加算の課題

(1) 集落戦略との関連付け

- 集落機能強化加算の取組の実施に当たっては、集落協定の参加者を含む関係者と十分な話し合いの下に、課題や対策の方向性といった基本的なビジョンを明らかにし関係者間で共有して取り組むことが必要である。
- 第5期対策の集落機能強化加算を実施している555集落協定のうち、対策期4年度目である令和5年度までに集落戦略を作成済みの集落協定は278（約5割）となっており、集落協定内での将来に向けた戦略を立てることなく加算措置が実施されている。なお、集落機能強化加算を実施している集落協定における集落戦略の作成割合は、集落戦略を作成することとしている集落協定全体の作成割合（約6割）よりも低い割合となっている。
- また、集落戦略を策定済みの集落協定においても、集落戦略の内容と集落機能強化加算の取組内容が整合していない状態となっている。
 - ① 「新たな人材を確保する取組」を実施している集落協定では、
「集落の現状」として、「担い手等を確保できていない」を挙げている協定が24協定（32%）にとどまる一方、「担い手等を確保できており、耕作を継続」を挙げている協定が38協定（50%）あった。
「対策の方向」として、「協定内で担い手を育成・確保」を56協定（74%）、「協定外で担い手を確保」を19協定（25%）が挙げているものの、「集落の課題もないことから、対策は不要」が10協定（13%）あった。
 - ② 「集落機能を強化する取組」を実施している集落協定では、
「集落の現状」として、「自治機能の低下」を挙げている協定が47協定（21%）にとどまる。
「対策の方向」として、「自治機能の強化」を挙げている協定が96協定（43%）にとどまり、「集落の課題もないことから、対策は不要」も25協定（11%）あった。
- このように、多くの集落協定では、協定参加者間で担い手や自治機能に関する集落の現状及び対策といった基本的なビジョンや内容が十分に共有されないまま活動が進められている実態にある。

（次ページへ続く）

○集落戦略の作成状況（令和５年度）

		集落機能強化加算を実施		
			新たな人材を確保する 取組を実施	集落機能を強化する 取組を実施
集落協定数 ①		555	148	441
	集落戦略を作成済み ②	278	76	222
集落戦略の作成率 ②／①		50%	51%	50%

○集落戦略を作成済みの集落協定における記載項目の状況（令和５年度）

			集落機能強化加算を実施					
					新たな人材を確保する 取組を実施		集落機能を強化する 取組を実施	
集落戦略を作成済み			278	100%	76	100%	222	100%
	集落の現状	担い手等が確保できており、耕作を継続していく	129	46%	38	50%	101	45%
		担い手等が確保できていない	78	28%	24	32%	58	26%
		集落の自治(コミュニティ)機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている	54	19%	12	16%	47	21%
	現状を踏まえた 対策の方向性	耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要	33	12%	10	13%	25	11%
		協定内で担い手を育成・確保	189	68%	56	74%	147	66%
		協定外で担い手を確保	59	21%	19	25%	48	22%
		集落の自治(コミュニティ)機能の強化	116	42%	27	36%	96	43%

資料：令和５年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況等の調査結果を集計

- 令和5年度に「集落機能を強化する取組」を実施した集落協定が設定した目標については、地域運営組織の設立や地域運営組織等との連携体制の構築などの農業生産活動の継続に向けた体制整備に関する目標ではなく、高齢者の見回りや雪下ろし支援といった活動の実施に関する目標設定となっているものが多い。

活動の実施に対する目標設定となっている例

○ 見回り・見守り

- ・ 高齢者の見回りを実施する（月1回）
- ・ 高齢者見回りサービスの開始

○ 高齢者宅や生活道等の除雪・雪下ろし

- ・ 高齢者のみで構成される世帯を対象に、降雪期の除雪支援を月2回以上行う
- ・ 集落内の除雪作業困難世帯に対する除雪支援

○ 高齢者宅や生活道等の草刈り

- ・ 高齢者世帯の草刈り、除雪、送迎等
- ・ 一人暮らし高齢者の自宅周辺の草刈り等の環境整備
0戸 → 10戸

○ 買い物支援・送迎

- ・ 送迎サービスの実施
- ・ 買い物ツアー（年2回）、買い物支援（年2回）を実施する

○ サロン・高齢者等（地域住民含む）の交流の場

- ・ コミュニティサロンを開設することにより、高齢者にも参加していただくことで、1人暮らしの高齢者の安否を確認することができることを期待している
- ・ 高齢者サロンの開設（12回以上）

(3) 地域運営組織との連携状況

○ 集落機能強化加算のうち、「集落機能を強化する取組」は、地域運営組織等の設立や連携を目指すものであるが、取組を実施した集落協定の地域運営組織との連携状況については、「地域運営組織があり、集落協定が地域運営組織の構成員となっている」又は「地域運営組織が集落協定の構成員となっている」が68集落協定（15%）あるものの、多くの集落協定では地域運営組織と連携した体制構築が行われていない。

○ 集落機能を強化する取組を実施した集落協定と地域運営組織の連携状況

(協定)

	集落機能強化加算を実施					
			新たな人材を確保する 取組を実施		集落機能を強化する 取組を実施	
地域運営組織がない	407	73%	122	82%	312	71%
地域運営組織があり、 地域運営組織が集落協定の構成員となっている	50	9%	11	7%	42	10%
地域運営組織があり、 集落協定が地域運営組織の構成員となっている	28	5%	2	1%	26	6%
地域運営組織があるが、運営には参加していない	70	13%	13	9%	61	14%
合 計	555	100%	148	100%	441	100%

集落機能を強化する取組を行った
441協定のうち15%（68協定）が
地域運営組織と連携した活動を実施

資料：令和5年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況等の調査結果を集計